

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年一月十八日 金曜日
第二千二百七十八号

◆告示

南谷村譲岐井手土地改良区設立の認可申請に

対する審査の結果

種畜證明書の書換交付

種畜證明書の再交付

種畜證明書の書換交付

種畜の廢用

浦富町長候補者の資格確認申請期日指定

告 示

◆鳥取縣告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七條第一項の規定に基き、東伯郡南谷村大字安歩岸本隆義外十

五名の者より、南谷村譲岐井手土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につ

き、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適當と決定した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六條の規定により、次の通り公告する。

昭和二十七年一月十八日

鳥取県知事 西尾愛治

一、縦覽に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写

二、縦覽の期間

昭和二十七年一月十九日から同年二月七日まで

三、縦覽の場所

東伯郡南谷村役場

四、異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対しして異議があ

